

建設産業ミライ振興支援事業補助金の取扱いについて

第1 通則

「建設産業ミライ振興支援事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付については、「北海道補助金等交付規則」（昭和47年北海道規則第34号、以下「規則」という。）及び「建設産業ミライ振興支援事業補助金交付要綱」（令和5年7月5日付け建管第394号、以下「要綱」という。）の規定によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第2 定義

この取扱いにおいて使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

第3 他の補助事業者との連携

要綱第3条に定める補助事業者が他の補助事業者と連携して事業を実施する場合は、事業における経費負担を明確にし、補助事業実施団体ごとに補助申請を行うものとする。

なお、補助金の申請額については、上限額を100万円とする。

第4 市町村建設業協会など（補助金の交付の対象とならない団体）との連携

要綱第3条に定める補助事業者が、市町村建設業協会など補助金の交付の対象とならない団体と連携して事業を実施する場合は、実行委員会などの任意団体を立ち上げ、その団体を補助金交付申請者とすることができる。

ただし、要綱第3条に定める補助事業者が実行委員会の事務局を担うと共に、総事業費の2分の1以上を負担することを要件とする。また、補助事業に係る補助金の額は、事業全体の補助対象経費の2分の1以内であり、かつ、補助事業者が負担する金額の2分の1を限度とする。

第5 複数事業の申請

要綱第3条に定める補助事業者は、同一年度内に複数の事業を申請することができる。

第6 補助事業

要綱第4条第1項のただし書きで定める「国等」には、道（本補助金以外の所管部局）の他、国（独立行政法人を含む）又は道から補助金等（出捐、出資を含む）を受けている団体及び民間企業が含まれるものとする。

なお、要綱第4条第1項に定める補助事業であって、国等以外からの補助金等を受ける事業については、要綱第4条第2項に定める補助対象経費から、国等以外からの補助金等を差し引いた額の2分の1以内を本補助金等交付額とする。

第7 交付決定前の事業着手

要綱第4条第1項に定める補助事業は、交付決定前であっても事業に着手することができる。

第8 補助金額の算定

要綱第7条第1項に定める補助金の算定は、補助対象経費に補助率を乗じて算出する。

附 則

この取扱いは令和5年7月20日から施行する。